



「春寒」

## いつまでも安心して住み続けられる地域を

- |                                   |       |    |
|-----------------------------------|-------|----|
| ・生活困窮・貧困問題と対抗できる<br>自治体・地域づくり     | 吉永 純  | 2  |
| ・丹後地域づくり研究会の設立総会に<br>160人の参加      | 糸井元彦  | 4  |
| ・砦から野戦へ                           | 佐藤卓利  | 5  |
| ・学校を地域住民の手にもどしてほしい<br>あとは市民と行政協力で | 安井昭夫  | 6  |
| ・交流の広場                            |       | 8  |
| ・働き方と労働者の状況                       | 山村 隆  | 9  |
| ・私の本棚                             | 内野 憲  | 10 |
| ・カメラ探訪(39)                        | 新田能富子 | 11 |
| ・事務局通信                            |       | 12 |



(社)京都自治体問題研究所

TEL: 075-241-0781

FAX: 075-708-7042

Email: kyoto@kyoto-jichiken.jp

HP: <http://www.kyoto-jichiken.jp/>

発行人 中林 浩

(「住民と自治」2月号付録)

# 生活困窮・貧困問題と対抗できる自治体・地域づくり

花園大学社会福祉学部 社会福祉学科 教授 吉永 純

## 一億総貧困社会・日本

リーマンショックによって派遣切りされた大量の労働者を救済するための2008年末から2009年初めに年越派遣村が開設され、それが契機となって反貧困運動が高揚した。しかし、2012年暮れの自民党の政権復帰により、貧困問題はいったん政策的な焦点から退いたかに見えたが、ここにきて、その深刻さは誰も否定できないほどのものであることが改めて明らかになってきている。2014年に厚労省が公表した相対的貧困率は16.1% (6人に1人) という最悪の状態であった。とりわけ、子どもの貧困率は全体の貧困率を上回る16.3%となりこれも最悪であった。こうした貧困状況を反映して、ここ2～3年は、全世代の貧困化をテーマにして、『子どもの貧困Ⅱ』(2014、阿部彩)、『ひとり親家庭』(2014、赤石千衣子)、『下流老人』(2015、藤田孝典)、『貧困世代』(2016、同)、『続・下流老人』(2016、同)、『下流中年』(2016、雨宮処凛 他)、『中間層消滅』(2015、駒村康平)などの書籍が続々と出版されている。まさに「一億総貧困社会」が浮き彫りにされている。

## 地域を覆う貧困

問題は、こうした貧困の拡大に対して、政府がまったく有効な対策を打たずに、むしろ「真逆」の政策を推進していることである。派遣労働の恒久化を容認する労働法制の改悪をはじめ、年金、介護保険、高齢者医療などの社会保障制度の総改悪、そして最後のセーフティー

ネットである生活保護も切り下げが続いている。こうした雇用や社会保障の総改悪は地域社会の分断化や構成員の孤立化をもたらしている。たとえば、2014年9月には、千葉県の県営住宅で、家賃の滞納によって強制退去となった母子家庭の母親が、福祉事務所などに生活の相談に行っていたにも関わらず、生活保護には至らず、将来を悲観して中学2年生のわが子を絞殺した心中未遂事件や、2015年7月に姉弟の二人が餓死状態で発見された京都市右京区の事件などが記憶に新しい。千葉の事件は、本来は家賃の減免が受けられたにもかかわらず千葉県はそうした相談に乗ることなく強制執行を行っている。また困窮した母親が市役所の国保課から生活保護の窓口を紹介されているにもかかわらず生活保護には至っていない。千葉の事件は、行政が適切な対応をしていれば防げた事件であることは厚労省自身が認めている(2015年厚労省第1回生活困窮者自立支援制度ブロック会議説明資料)。貧困が私たちの生活を丸ごと覆ってきている現状を考えると、私たちは、この猶予ならざる状況に対して、効果的な対応策を早急に講じなければならないことは誰しも否定できないだろう。

## 自治体の子どもの貧困対策と野洲市暮らし支え合い条例

では、私たちが手掛かりにすべき運動や自治体の取り組みはどこにあるのか。一つは、子どもの貧困に対する自治体と市民の取り組みである。子どもの貧困対

策法は、いわゆる理念法であり、具体的な施策は大綱に委ねられたが、貧困解消の数値目標も設定されなかった。むしろ、沖縄県をはじめ自治体の調査や対策の方が積極的であり注目される。また、低所得世帯の子どもたちへの学習支援や子ども食堂の取り組みが急速に全国に広がっている。これらの取組は、子どもの貧困が「今そこにある危機」であり、放置すれば子どもの一生に取り返しのつかない不利をもたらすものであることを踏まえ、地域の福祉関係者やボランティアが居ても立ってもいられずに始めたものである。

もう一つは、生活困窮者に対する自治体の取り組みである。この点では滋賀県野洲市の「野洲市くらし支えあい条例」は画期的である。その23条では「市は、その組織及び機能の全てを挙げて、生活困窮者等の発見に努めるものとする。」とし、生活困窮者の発見を市の責務とした。支援の方法として、第24条1項で「市は、生活困窮者等を発見したときは、その者の生活上の諸課題の解決及び生活再建を図るため、その者又は他の者からの相談に応じ、これらの者に対し、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。」と規定した。また、同3項では「市長は、生活困窮者等に公租公課の滞納があったときは、迅速かつ的確に野洲市債権管理条例による措置を講じ、その者の生活の安心の確保に努めるものとする。」とし、減免既定の最大限の活用を求めている。こうした条例の背景には、山中野洲市長の「税金を払いたくても払えない人こそ、行政が手を差しのべる人だ。滞納は貴重なSOSという信念から、私は「ようこそ滞納いただいた」と言っている」（2015年12月28日朝日新聞）という生活困窮者に対する姿

勢がある。要するに、市役所の全機構を挙げて生活困窮者を発見し、税金や保険料の滞納に対して減免規定や生活保護等を最大限活用すると同時に生活再建のための支援も行うということだ。

### 自ら貧困を率先して発見し、市民の自発的な取り組みを後押しする自治体へ

このように地域における市民の取り組みや運動を支え後押し、自らもその組織と機構を挙げて貧困と孤立に苦しむ市民を救済する自治体の取り組みが今ほど求められているときはない。貧困と向き合う自治体の積極的な取り組みがあつてこそ、市民の自発的な取り組みも安定的に発展することができる。貧困や生活困窮者をまず発見し、相談に結びつけ、適切な制度を活用して生活の再建に取り組み、生活を支えていくためには、地域の役割と同時に自治体の役割が決定的に重要である。福祉制度を後退させ、住民への押し付けによってそれを穴埋めする「地域丸投げ型」ではなく、自治体が自ら率先して生活困窮者や貧困を発見し市民の自発的活動を後押しする、いわば「率先・地域後押し型」による生活困窮社会の変革が求められている。



## 丹後地域づくり研究会の設立総会に160人の参加

「地域が豊かになる」とは、住民一人ひとりの生活が向上すること

京都府職員労働組合丹後支部 糸井元彦

京丹後市では昨年4月、現職を相手に「リセット」をキャッチフレーズにした新しい市長が誕生しました。しかし、京丹後市を「リセット」してどの方向に転換させようとしているのか、はっきりとはしません。このように、京丹後市の目指す方向を示すことができないのは新市政の問題ではなく、京丹後市内に地域の問題を調査・研究・学習する集団が無いことがその原因ではないかと考えました。そして、私たちは「つくってみたい・一度試してみたい」と思えるような市政のアウトラインを住民に示すことができる研究会を丹後で立ち上げることにし、「くらしと自治・京都」11月号でその準備を進めていることをお伝えしました。

私たち丹後地域づくり研究会（略して「丹研」）準備会と京都自治体問題研究所の共催で、昨年12月17日（土）午後2時から、自治体問題研究の第一人者である京都大学大学院教授の岡田先生をお招きして、丹研創立記念講演会と丹研設立総会を開催しました。

岡田先生の講演は、常に住民自身が地域を知って分析し、提案することの大切さを教えるものでした。そのため準備会では、この機会に地域の主立った団体の責任者、市役所のOB、区長、敬老会など地域組織の代表者などの皆さんに記念講演会にご参加いただきたいと考え、案内することにしました。主な人には面談し、それ以外の方には返信用葉書を同封して、300通を超える案内状を郵送しました。そして、この取り組みが功を奏

して、当日の講演会には区長をはじめ幅広い市民の参加があり、160人の参加を得て講演会は成功をさめました。

講演で岡田先生は、「地域が豊かになる」とは、住民一人ひとりの生活が向上することだと述べ、企業誘致をしても利益を本社に持ち去られ、地域内には再投資されない構造になっていることを明らかにしました。その上で、地域発展の重要な要素は、地域内にある企業、商店、農家が地域内に再投資を繰り返すことだと述べ、これにより仕事と所得が生まれ、生活が維持・拡大され、生活・景観・街並みの再生産につながることを解き明かしました。

企業誘致でなくて、地域の資源を有効に使って経済を再生・循環・発展させるという、一般的な論説と違う視点で語る岡田先生の話に、興味をもたれた参加者は多かったのではないかと考えています。

記念講演会終了後、同じ会場に40人が残り、丹研の設立総会を開催しました。準備会事務局が呼びかけ文と会則を提案し、参加者による議論を経てこれを決定し、正式に丹後地域づくり研究会を設立しました。この日、入会申込書を提出した参加者は30人に達し、多くの仲間の皆さんの参加で研究会を立ち上げることができました。ただし、研究会参加者はすべて素人であり、手探り状態の船出です。近隣で活動する研究会の皆さんのお知恵をお借りしながら、地域の既存団体やサークルと交流することを含めて、活動を始めたいと思っています。

## 砦から野戦へ

佐藤 卓利（立命館大学経済学部教授）

### 年末年始は砦の中で

大学の研究室へは車で通っている。わずかに片道3キロメートルの距離なので、エコロジー派の同僚からは白い目で見られている（ような気がする）。キャンパスは琵琶湖の東側で小高い丘に位置しているので、車で坂道を上るとコンクリートの建物群が頭から姿を見せる。これを見て英国から来た教授が“fortress！”（砦）と言ったとか。確かに、英国の中世の砦のように見えなくもない（そんな古風な趣はないが）。その砦の中で、年末年始、論文を書いていた。本日、その原稿を出し、このエッセーの執筆に取り掛かったところである。

昨年、京都自治労連と医労連合同の「自治体病院キャラバン」に便乗して、京都府内の12の病院・診療所と6つの市町を回り、医療現場の声を聞き取った。どこも例外なく「医師不足」を訴え、地域の高齢化・過疎化・貧困化の進行を心配していた。確かに、山間地の集落では人影はまばらで、というよりもほとんど人气がなく、時々買い物の帰りなのかポリ袋を提げた高齢者を見かけただけであった。その時、聞き取った医療現場の声を、その印象が薄れないうちに論文に反映しようという意図もあり（実のところ締め切りが過ぎていたというのが主たる理由であるが）、年末年始の籠城となった次第である。

### 「地域医療構想」について

論文のテーマは、各都道府県で策定中の「地域医療構想」についてである。それはごく大雑把に言うと、政府が示すある算定式にしたがって、団塊の世代が75歳を超える2025年の医療需要を予想し、それに対応する医療供給体制を「2次医

療圏」ごとに準備せよというものである。「2次医療圏」とは、一応その範囲で医療が完結する圏域であり、京都府でいえば、「丹後」「中丹」「南丹」「京都・乙訓」「山城北」「山城南」の6つである。

政府の狙いは医療費増を抑制することにあるが、そのことを上から強制的にではなく、都道府県に医療関係者や地域住民の意見も聞いて「自主的に」策定せよ、と指示している。より具体的に言うと、「2次医療圏」ごとに「高度急性期」「急性期」「回復期」「慢性期」という区分でそれぞれのベッド数を決め、それを圏域内の医療機関で調整せよと言っている。現在「慢性期」のベッドにいる患者の7割は、在宅療養が可能だとして、在宅医療と在宅介護を連携させて「地域包括ケアシステム」を構築せよとも言っている。

### 医療を受ける当事者として

日本に住んでいると、体の具合が悪くなったらいつでも医療を受けられることが、当たり前のように思うが、これは世界的に見れば極めて恵まれたことである。この恵まれた状態が、2つの面で危うくなっている。1つは経済的な面である。国民皆保険の建前が崩れて無保険者が増え、医療費が心配で受診を控える人が増えている。もう1つは、医療供給の地域間格差の広がりである。病気の種類によっては、通院できる範囲に適切な医療機関が存在しないという事態が生まれている。「地域医療構想」は、実は医療を受ける当事者として、私たちが、自分たちの暮らす地域の医療供給体制を探り考えるチャンスでもある。



# 学校を地域住民の手にもどしてほしい

## あとは市民と行政協力で

京都自治体問題研究所会員 安井昭夫(雲ヶ畑自治会長)

昨年11月19日に京都教育文化センターで「京都まちづくりシンポジウム第二弾」として「地域に住み続けられるまちづくりを一学校跡地を地域の居場所にー」が開催されました。

私はシンポジウムに参加し、そこで松下嵩さんが「西陣小学校跡を地元西陣に返してもらい～地域再生のその拠点に～」と提案され思わず「そのとおり」と相づちをうちました。それには理由がありますので、私の意見を聞いてもらいたいと思います。

江戸時代に「堰源」をもつ京都市内の「番組小学校」と呼ばれる学校は、京都市でよく言われる「洛中」「洛外」の「洛中」の学校を言います。私は北区雲ヶ畑に住み洛外です。江戸時代の「出谷村」「中畑村」「中津川村」が明治に合併し「雲ヶ畑村」となり、明治8年に小学校が設立されています。

### (1) 京都の小学校がもつ風景は地域の歴史です

昭和48年に雲ヶ畑校は創立百年をむかえました。「創立百周年を記念して、学校百年のあゆみを集録するため企画された」とはしがきに記載された「雲ヶ畑校百年史」には、「明治維新後早くも明治6年4月6日に「中畑村字宮本」に創立され、京都府愛宕郡雲ヶ畑村立雲ヶ畑小

学校と称し、「中畑村、中津川村、出谷村を管区とする」と雲ヶ畑小学校のスタートを記し、明治38年4月に「高等科を併置、雲ヶ畑尋常高等小学校」と発展し、「明治41年度在学児童数は尋常科男45人女23人、高等科男18人女15人計101人、職員は正教員男1人、準教員男1人、代用教員女1人計3人、本年度経費は986円40銭なりとす」と記しています。

住民400人余りが支えたのです。私は更に学校の歴史を知るために資料として「京都府誌」「京都教育会50年史」「修徳百年の回顧」を再読しました。

### (2) 住民の思いがつまった学校

再読からわかったことは、小学校をつくってきたのは、地域の住民そのものです。学校成立の経過は地域の歴史です。明治維新後に成立した京都市ですが、現在の京都市と明治に成立した京都市は、その後の市町村合併の歴史がありますが、明治8年を期して創られた京都市立小学校の一つ修徳小百年史でその一端をみたいと思います。

同校は概ね現在の四条通を北限、五条通り下ルを南限、烏丸通を東限、西洞院通を西限を通学区とする小学校が修徳小学校です。その「修徳百年の回顧」には学校の成立を次のように述べています。

「旧幕以来の町組を再編、市内の三条通を境にして上下の大組に分けられ、さらに大組は各三十三番組に分けられ、自治組織の整備とともに、各組に小学校が設置される運びとなりました。」「ここに本校が『下京十四番組小学校』として創立された次第ですが、当時の学区民の方々の教育の尊重の精神と官費を借らずに開校された意気込みを思います時、百年間脈々として続いている学校を愛する美しい心情は「修徳」なればこそとつくづく感じさせられます」（修徳小学校校長井ノ口太朗氏「修徳百年の回顧」より）。

ここには京都市の中心鉾町のなかに生まれ育った番組小学校が町衆のお金でつくられ育てられたことがはっきり明記されています。愛宕郡雲ヶ畑村にあっても小学校の校地については創立時の場所から、個人の土地寄附をもとに移転増築されたものです。いかに地域の人達によって創られてきたかがわかります。

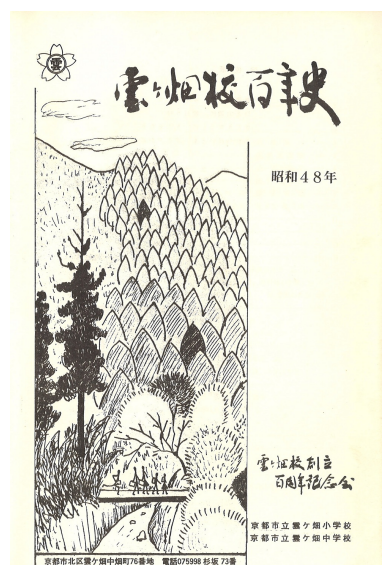
### (3) 今。立ちどまって改めて深く考えてみる時だと思えます。

私は怒っています。それは学校統廃合、同休校、同閉校を考える時に、一方の都合だけで事が進められることを見聞きするからです。この場合の一方とは設置者である行政を意味します。京都市立小学校は明治の番組小学校から、今日、市域を拡大して旧京北町域にまで拡大した平成の町立小学校まで、それぞれの地域の歴史に深く根ざした存在であったのだから、これからも全面的に地域に根ざ

した存在であり続けることが必要なことから、京都市が2011年に策定した「学校跡地活用の今後の進め方の方針」にみる「いたけだか」な態度は、京都市の小学校の歴史とは全く無縁な発想に満ち満ちています。他所者の発想と私は思う。

雲ヶ畑小中学校休校後、私は足掛け3年自治会長として学校のことを考えてきました。学校は今も地域の皆さんの拠りどころです。この場所を地域と市民の共有する財産として社会的にも評価される使われ方があると信じています。

雲ヶ畑村村長として教育に力を入れた祖父、京都市の小学校で戦前、中、後に小学生教育に情熱を傾けた父からは、改めて「教育こそ財産である」ことを教えられるし、京都が今日あるのも有名無名の人士の物心にわたる学校教育の支えのおかげであることを思い知るべきであると思います。







## 「一働き方と労働者の状況一」

いま自治体の住民の圧倒的な階層は労働者です。したがって住民のくらしを守る自治体が住民の労働実態、労働者の実態に無関心でよいわけではありません。いま政府で議論・検討されている「働き方改革」（概略表は自治労連機関紙より）というものが住民のくらしにとってどのような影響を与えるのか、職場のメンタルヘルス支援に関わる立場から、世話人会の求めに従って述べたいと思います。

## 政府が議論する働き方改革の9項目

|   |                                           |
|---|-------------------------------------------|
| 1 | 同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善                      |
| 2 | 賃金引き上げと労働生産性の向上                           |
| 3 | 時間外労働の上限規制の在り方など長時間労働の是正                  |
| 4 | 雇用吸収力の高い産業への転職・再就職支援、人材育成、格差を固定化させない教育の問題 |
| 5 | テレワーク、副業・兼業といった柔軟な働き方                     |
| 6 | 働き方に中立的な社会保障制度・税制など女性・若者が活躍しやすい環境整備       |
| 7 | 高齢者の就業促進                                  |
| 8 | 病気の治療、そして子育て・介護と仕事の両立                     |
| 9 | 外国人材の受け入れの問題                              |

出所：首相官邸HPの資料をもとに東洋証券作成

非正規労働者の拡大や競争的な労務管理の拡大は、自治体にとって端的に言えば、安上がりの労働の蔓延は地域経済にとっては地域収入の減少と地域循環経済の縮小となり地域の経済的な疲弊につながり、労働強化で労働者の健康が損なわれることは、地域での保健・福祉支出を膨らませ、家族崩壊や地域コミュニティの悪化にもつながりかねない問題を含んでいるのです。

私は、京都労災職業病対策連絡会の顧問や、NPO法人メンタルサポート京都の常務理事として現在活動しています。過重な労働の広がり、不払い残業の蔓延、パワハラなどハラスメントの横行、メンタルヘルス不調によって休職や退職に陥る労働者の増大などを具体的に感じています。

こうした事態が広汎に広がり始めたのは、1995年5月に出された日本経営者団体連

盟（日経連）の「新時代の『日本的経営』」を契機にしています。ご存知の通り、財界のこの提言以後、非正規労働者の拡大が進み、貧困と格差拡大の社会が出現しました。労働法制をはじめ産業関連の法律が規制緩和という名で競争的なものに改正されています。

現在国会で議論が始まっている「働き方改革」なるものは1995年の「日本的経営」の提言以後の雇用・労働管理の財界側の主張を取り入れています。10年前、2007年の経営労働問題研究委員会報告（日経連）は、労働関係の規制改革の推進として「自律的な働き方のための労働時間規制の改革」が掲げられています。「労働時間にかかわらず働き、その成果評価による処遇を求めるホワイトカラーが増加しており、その仕事の質・水準が企業の競争力を左右する時代である。現行の労働基準法に基づく労働時間規制は、仕事の内容いかんに関わらず基本的に一律的（1日8時間、週40時間）であって、企業や働く者のニーズの変化に対応していない。」といいかにも労働者が柔軟で自由な働き方を求め、またそうした働き方を進めることが企業の発展にもつながっていると断じて、労働法の変更をせまっているのです。10年たってこの考え方が「働き方改革」として法の改正をとまなう動きとなっています。

「労働者が自由に自主的に働いて生活の糧である賃金を得られる」といえば、良いなあと誰しも思うでしょう。しかし現実はとてもやり切れないような量や質の仕事（課題）が与えられ、期限がきられ非常に低い賃金が設定されるという現実が待っているのです。労働時間の管理はないので残業という概念はなくなります。仕事の形が労働から請負の形になっているので、健康を損なっても労災にはなりません。すべてが個人責任です。「だめならほかの人に回すよ、代わりはいくらでもいるので」と言われておしまいなのです。

今以上に人が使い捨てられる、そんな労働実態を住民のくらしを守る立場から許してはいけないと思います。

## 「約束の海」

(新潮社 山崎豊子 著 2016年8月出版 定価 1,700円＋税)

本書は、作者が「戦争と平和」をテーマとした3部構想の第1部（潜水艦くにしお）である。死去により、2部（ハワイ編）と3部（千年の海編（仮題））は未完となったが、2・3部の大まかな構想はできあがり、取材・資料の収集も相当すすんでいたことから、山崎さんの秘書・野上孝子さんや新潮社山崎プロジェクト編集室によって、「今後予定されていたであろう最終的な形を、ある程度は構成できるのではないか」と試みられた2・3部のシノプシス（要約）が添付されており、作者が描きかった概要を知ることができる。

作者が描きかったのは、「テーマが“戦争と平和”で、なお現在の日本でも通じるものをとの思いで、「『戦争をしないための軍隊』という存在を追求してみたくなりました。自衛隊は反対だ、とかイエスかノーかで単純に割り切れなくなった時代です。そこを読者のみなさんと一緒に考えていきたいのです。今はその（筆者注：自衛隊の存在の）意義を再び考え直すタイミングなのかもしれません」である（第1部あとがきより）。

主人公は「東京湾で釣船と衝突事件（1988年7月の「なだしお事件」）を起こした潜水艦の若き士官である2等海尉」（衝突事件は実在であるがモデルはいない）、しかもその父親が「太平洋戦争の真珠湾攻撃に特殊潜航艇乗員として参戦しながら、捕虜第1号となった海軍少尉」（実在）の息子という設定である。したがって、第1部である本書では、漁船との衝突事件をおこした潜水艦の行動、多くの民間人を犠牲にした責任を刻んだ主人公の心情が描かれている。そして第2部では、捕虜第1号の挫折を味わった父の捕虜体験とその足跡をたど

る主人公の「戦争をしないための軍隊」のために何ができるのかを模索する姿が、第3部では、潜水艦艦長になっていた主人公が東シナ海での日米合同訓練中に中国の原子力潜水艦と遭遇したことからはじまる緊迫した推移が描かれるとともに、「武力ではなく、先の戦争の犠牲者が今も眠っている海を鎮魂の海として静かに守ることができるか」が父と子の会話を通して描かれる予定であった。

3部すべてを読んでみたかったが残念である。しかし、秘書であった野上さんが本書の解説の項で、「時代も状況も違うが、多くの民間人を犠牲にした責任を刻んだ主人公と捕虜第1号の挫折を味わった父が、21世紀の海辺にたたずみ、平和な海を守ろうと約束を交わすとしたら、どんな会話になるだろうか」、「著者の問題提起を受け止め、答えを考えるのは、私たち読者側かもしれない」と述べているように、読者おのおのが脚本家となり、主人公をはじめとした登場人物を通して「おのおのの思いを語っていく」という場を提供してくれた書籍であるともいえる。だが、私の脚本はまだできあがっていない。



## 「無 鄰 菴 庭 園」



初めて無鄰菴に行ったのは、昨年5月、新緑が美しい日でした。蹴上の交際交流会館横の土壁の続く路から一步入ると、木立の奥の東山につながる広々とした世界がありました。一瞬で人と車が行きかう京都を離れ、信州の高原に來たかと思うような、爽やかな空気と明るい光、鳥の囀りが迎えてくれました。

無鄰菴は、明治の元勳といわれた元老・山縣有朋の別荘の一つで、明治27～29年(1894～96年)にかけて造営されました。この無鄰菴の作庭工事にたずさわったのが屋号「植治」こと7代目の小川治兵衛です。植治は先に平安神宮神苑の作庭にたずさわり、その名が知られ始めたばかりでしたが、山縣は植治に庭作りの構想と施工について指導しました。琵琶湖疎水の水を引いた軽快な流れを有した自然志向の庭園は、作庭当初から高い評価を受けており、京都岡崎・南禅寺界限における別荘群の先駆けとなったそうです。無鄰菴は昭和16年(1941年)に京都市に寄贈され、現在、京都市が管理、公開しています。2007年以降は「植彌加藤造園株式会社」が指定管理業者となって、無鄰菴の魅力を引き出すよう樹木の成長を見守り、庭園の育成管理を任されています。

12月の初めに、庭園の管理をしている植彌加藤造園の庭師さんのお話を聞きながら、案内してもらった機会がありました。

山縣は作庭に当たって、伝統的な作風を好まず、自然風の庭にするために芝生を植え、芝の間に生える野草の花を愛でたそうです。また、庭を流れる小川にも場所によって表情が変わるように、深さや、石の配置、流れの速さが工夫されているそうです。せせらぎの音を感じながら景色を楽しんで下さいと話されていました。そして、足を止め、視線を向ける方向ごとに変化する風景、日の差し込む角度によって刻々と表情を変えるお庭を見て歩きました。無鄰菴の景観を維持するために外縁部の樹木の剪定にも、外周の構造物を遮蔽しながら、庭園に奥行きを持たせ、主山となる東山との一体感を演出するように、樹木の成長に合わせて様々な工夫がされているそうです。

庭園内の石碑には、「春はあけはなるゝ山の端のけしきはさらなり。夏は川どのすみわたるの月の涼しさ。秋は夕日のはなやかにして紅葉のにはいたる。冬は雪をいたゞける比叡の嶽の窓におちくる心地して、折々のながめいはむがなし。中に一きは目立ちてあはれふかきは雨のけしきなり。」と記されています。山縣が愛した当時のお庭を、120年の時を経ても、その趣を守って日々手入れしておられる現代の庭師の方々のプライドが伝わってきました。

季節ごとに新しい感動をくれる庭園です。雪が積もったのでカメラを持って出かけました。



## 事務局通信

- 住所変更等のご連絡はお早めに  
会費 及び「住民と自治」誌購読料  
が未納の方は3月末までに納入を

「住民と自治」誌等は毎月20日前後に  
発送しています。

住所変更等はお早めにご連絡下さい。

当研究所の会計年度は3月末ですの  
で、会費・購読料が未納の方、3月末ま  
での納入、よろしくお願いします。

### 第9回京都空き家問題研究会の案内

日 時 2月10日(金)18時30分～  
場 所 京都自治体問題研究所  
内 容 ①京都市条例の特徴について  
報告 大田直史氏(龍谷大学)  
②「京都市空き家等対策計画(素  
案)」へのコメント  
報告 大塚佳治さん  
(当研究会メンバー)

### ツキイチ土曜サロン

＜お気軽に参加下さい＞

日時:2月18日(土)午後2時～  
場所:京都自治体問題研究所  
題材:岩波新書「科学者と戦争」  
(16. 6、池内了、780円+税)  
報告者:藤井一さん

いま、国公立・私学を問わず軍学共同が  
進んでいるが、それをレポートしたもの。  
市民の立場からこの問題をどう考える  
か、なども議論したい(藤井)。

「軍事研究との訣別を誓ったはずの日  
本で、軍学共同が急速に進んでいる。悲惨  
な結果をもたらした歴史への反省を忘  
れ、科学者はいったい何を考えているの  
か。「科学は両義的」「戦争は発明の母」  
「国への協力是世界標準」などの「論理」  
を批判。科学者は戦争への応用に毅然と  
して反対し、真の社会的責任を果たすべ  
きである」(岩波書店)。

### 「『HOGO NAMENNA』(保護なめんな)ジャンパー」報道

神奈川県小田原市の生活保護担当職員が、受給者自宅を訪問する際に「生活保護なめ  
んな。不正請求するやつはカスである」と英語で書かれたジャンパーを着て訪問してい  
たことが報道されました。ジャンパーの背中には大きく「SHAT」の文字。Sは生活、Hは  
保護、Aは悪を撲滅する、Tはチームの頭文字だそうです。その下に「我々は正義だ。…不  
正受給を見つけ、適切な罰を与えるために彼らを追いかけ、不正を罰する」との英文が。

本紙で吉永先生は、「貧困や生活困窮者をまず発見し、相談に結びつけ、適切な制度  
を活用して生活の再建に取り組み、生活を支えていくための自治体の役割が決定的に  
重要」だとおっしゃっていますが、これこそ憲法を尊重し擁護する義務を負う公務の  
立場であり、生活保護法により国民に保障されている権利をまもることこそが求めら  
れているのではないのでしょうか。

- 年報第10号(17年5月末発行予定)論文募集 ● (研究所40周年、年報10号記念)

☆特集テーマ:「観光立国を切る」 ☆締切り:2017年4月15日

- ・会員であればどなたでも投稿できます。特集テーマ以外でもかまいません。
- ・投稿種類:研究・討論・調査レポート、動向、資料、書評(投稿規定・執筆要項あり)